

保育料無償化について

令和元年10月より保育料無償化が開始となりました。給付を受けていただく為には、給付認定を受けていただく必要があります。入園決定後、お渡しする申請書を京都市に提出し、1号認定、2号認定、3号認定のうちのどれかを受けていただきます。

1号認定　満3歳以上の小学校就学前の子ども

2号認定　年少以上児の内、家庭において必要な保育を受けることが困難な者

　保育が必要な理由（両親の就労・妊娠、出産・疾病、障害・介護、看護

　災害復旧・求職活動・就学・育休継続・その他）

3号認定　家庭において必要な保育を受けることが困難な者の内、保護者及び

　同一世帯員が市民税非課税である者

無償化に関わる当園の経費と致しまして、下記の通りとなります。

○保育料　　3・4・5歳児　　24,000円

　2歳児（ひよこ組）　25,000円

・口座振替にて毎月幼稚園に収めて下さい。

　京都市より全額返金されます。3歳以上児全員対象です。

・ひよこ組につきましては、3歳の誕生日の前日より無償化の対象となります。

　誕生月は、日割り計算で返金されます。

○預かり保育料　　午後保育日　(1日 1000円)

　午前保育日　(1日 1300円)

　長期休暇中　(1日 1500円)

・上記の金額の内2号認定の方のみ利用日数×1日の上限450円が返金されます。

※給食の副食（おかず）材料費の補足給付について

　要件を満たした児童の内、申請書を提出された方のみ対象です。

　対象者　①世帯員の市町村民税所得割合計が77,101円未満の世帯の園児

　②小学校3年生以下の兄弟から数えて第3子以降となる園児

　③市町村民税を課されない者に準ずる世帯に属する園児